

症状発生時の対応フロー

かぜの症状※あり（家族に症状がある場合含む）

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

必要に応じ健康支援センターへ電話相談

無理をせず所属長に連絡の上、**自宅療養**（症状が治まった日とその後2日間）
（特別休暇または在宅勤務）

回復（職場復帰）

かぜの症状はないが、新型コロナウイルス感染症の確定患者と濃厚接触歴がある（家族が該当する場合含む）ただし、保健所から指示があった場合はその指示に従う

「健康支援センター」に報告及び各都道府県設置の最寄りの「帰国者・接触者相談センター」へ相談し、指示に従うとともに確定まで自宅待機（特別休暇）

○健康支援センター

直接、健康支援センターに行くことは避け、電話にて報告してください。

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日のみ）

電話番号：0532-44-6632

メールアドレス：kenkou@office.tut.ac.jp

○帰国者・接触者相談センター（豊橋市の場合）

開設時間：（平日・土日祝）午前9時から午後5時まで

（夜間）オンコール（24時間）体制 ※緊急の場合のみ

電話番号：0532-39-9119（豊橋市保健所内・通常の相談窓口も開設しています）

新型コロナウイルス確定
（病気休暇）

回復（職場復帰）

家族が新型コロナウイルス確定
（特別休暇または在宅勤務）

家族が回復
（職場復帰）

※咳、のどの痛み、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、頭痛、発熱、喉のかれ、腹痛、下痢、筋肉痛、倦怠感、味覚・嗅覚異常など、普段どおりでない体調の変化・違和感がある場合